

報告事項 2

**富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例について**

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険条例における運営協議会の名称を改正します。

(改正前) 国民健康保険運営協議会

(改正後) 富士見市国民健康保険運営協議会